

第2節 自然とのふれあいの確保

1 自然公園等の整備・活用

1-1 自然公園等利用施設の整備

自然公園等の適切な利用の促進と安全の確保を図るため、利用計画に基づき、博物展示施設、野営場、広場、休憩所、駐車場、歩道などの施設整備を行っています。これらの施設は、設置市町等に維持業務を委託するとともに、市町、自然公園指導員、三重県自然環境保全指導員等と協力して点検を行いました。また、老朽化した施設や破損したものについては必要に応じて補修、修繕を行いました。

1-2 自然公園区域等の見直し

自然公園の適正な保護と利用を図るため、各国立公園、国定公園、香肌峡、水郷および奥伊勢宮川峡県立自然公園については、公園計画が策定されています。なお、他の2県立自然公園(赤目一志峡、伊勢の海)については公園計画の策定を検討していきます。

1-3 三重県民の森および三重県上野森林公園の活用

森林環境教育や自然とのふれあいの拠点として「三重県民の森」と「三重県上野森林公園」を設置し、県民等の利用者に自然観察会や生物多様性の学びの場として活用いただくほか、身近な憩いの場として利用されています。

なお、これらの森林公園については、平成20(2008)年度から指定管理者制度を導入し、顧客ニーズに沿った自然観察会の開催や四季折々の情報をホームページで発信するなど民間のすぐれたノウハウを取り入れた結果、利用者の増大を図ることができました。

ちなみに、平成28(2016)年度には、三重県民の森は13万8,000人余りの来園者が、また、三重県上野森林公園は9万6,000人余りの来園者がありました。

1-4 自然遊歩道の拡大整備

(1) 東海自然歩道の整備

東海自然歩道は、東京の明治の森高尾国定公園と大阪の明治の森箕面国定公園を結ぶ自然歩道で、関係都府県は1都2府8県、路線延長1,697kmとなっています。

県内の延長は約197.4kmで、6市1町にまたがり、年間362千人(平成27(2015)年度)が利用しています(表2-2-1)。その維持管理はそれぞれの市町に委託しており、老朽化による損傷部の補修、標識の設置等を必要に応じて実施しました。

表2-2-1 東海自然歩道市町別一覧表(延長:km)

市町名	延長	市町名	延長	市長名	延長
いなべ市	33.8	鈴鹿市	9.9	津市	37.4
菟野町	32.6	亀山市	27.9		
四日市市	1.9	伊賀市	53.9	計	197.4

(2) 近畿自然歩道の整備

近畿自然歩道は、平成9(1997)年度から13(2001)年度までに整備した全国8番目の長距離自然歩道で、福井県敦賀市松島町と兵庫県南あわじ市を結び、関係府県は2府7県で、総延長は3,291kmとなっています。

県内の総延長は386kmで、中南勢地域から東紀州地域にかけて7市7町を通り、年間57万人(平成27(2015)年度)が利用しています。鈴鹿山脈沿いに南下している東海自然歩道と連絡して、三重県の長距離自然歩道網を形成しており、維持管理はそれぞれの市町に委託して実施しました。

2 森林・水辺等の整備・活用

2-1 身近な緑の保全・創出による野生生物の育成・生息地の確保

森林の持つ公益的機能に対する期待が高まる中、これらの期待に適切に対応していくため、生態的にバランスのとれた森林の整備を推進していく必要があります。

平成13(2001)年度から始まった森林環境創造事業により、針広混交林の造成を図る環境林づくりを県内全域で進め、平成28(2016)年度は、440haの森林整備等を実施しました。

2-2 身近な水辺・海辺の整備・創出による野生生物生息地の確保

水辺等の自然生態系を保護し、野生動植物の生息域を確保しつつ事業を進めるため、県内を17ブロックに分け、「溪流環境整備計画」を平成14(2002)年度末に策定しました。

事業実施にあたっては、当計画に沿った設計を行い、地域特性に配慮した保護・創出を図っています。

2-3 エコツーリズム

本県では、自然・歴史・文化等地域固有の資源を生かして観光を楽しむエコツーリズムの取組を促進しています。

平成28(2015)年度には、市町や団体が行うエコツーリズムの取組を支援するため、伊勢志摩国立公園指定70周年事業実行委員会に参画し、「全国エコツーリズム大会」の開催など、国立公園の指定70周年のさまざまなイベント等を通じて、エコツーリズムの取組を推進しました。

2-4 グリーン・ツーリズム

グリーン・ツーリズムとは、都市等で生活する人びとが、自然豊かな農山漁村において、その地域の農林漁業を体験したり、自然や文化に触れる中で田舎暮らしや地域の人びととの交流を楽しむ余暇活動の一つです。

社会インフラに恵まれない中山間地域においては、グリーン・ツーリズムの取組の推進により、都市住民との交流による販路の拡大や就労の場の拡大、新たなビジネスおこしなど、地域住民の参画による地域活性化への期待が大きくなっています。

平成28(2016)年度には、県内のグリーン・ツーリズム実践者を対象とした研修会の開催やアドバイザー派遣などにより実践組織のレベルアップなどを図ったほか、農山漁村地域の情報を冊子「三重の里いなか旅のススメ」の配布やWEBサイト、メールマガジン等により県内外に広く発信するとともに、農林漁業体験民泊の開業など受入体制の整備なども支援しました。

2-5 砂浜・磯浜の保全再生

七里御浜海岸は熊野灘に面し、約20kmにわたる直線的に連なる砂礫質海岸で、全国各地でも問題となっている侵食が著しく進んでいます。悪天候時には波が堤防まで打ち寄せ、平成9(1997)年には、井田海岸において堤防が決壊し、また、平成16(2004)年には、同じく井田海岸において天然護岸となっている部分が著しい侵食を受けました。このため、海岸整備事業により、人工リーフ等を整備し、砂浜の侵食防止、海岸線の保全を図っています。

3 緑の保全・創出

3-1 緑地整備の促進

(1) 緑化の推進

本県では、みどり豊かな環境の創出を図るため、緑化行政を推進しています。三重緑化基金や緑の募金の収益金により、学校や工場の緑化、緑化活動を展開する地域の団体を支援している「公益社団法人三重県緑化推進協会」と協働して、県民一人ひとりが、自主的に参画する緑化運動を進めました。

(2) 緑の基本計画の推進

「緑の基本計画」とは、都市計画区域に係る市町において、具体的な緑の将来像と目標を設定し、その実現に向けた施策を定めるものであり、県としてもその策定・改定を推進しています(表2-2-2)。なお、「緑の基本計画」の指針となる「三重県広域緑地計画」については平成23(2011)年に改定しました。

第2部 計画の各施策における平成28年度の取組結果

第2章 基本目標Ⅱ「自然と共生し身近な環境を大切にする社会づくり」の取組結果

表2-2-2 緑の基本計画策定状況

策定年度	策定市町村数	策定市町村
平成15年度以前	5	伊勢市、亀山市、旧松阪市、旧嬉野町、旧上野市
平成16年度	0	
平成17年度	0	
平成18年度	1	鈴鹿市
平成19年度	0	
平成20年度	2	桑名市、志摩市
平成21年度	1	多気町
平成22年度	1	津市
平成23年度	4	四日市市、菰野町、朝日町、川越町
平成24年度	0	
平成25年度	0	
平成26年度	0	
平成27年度	0	
平成28年度	0	

注) 緑の基本計画は都市計画区域にかかる市町村において策定できる計画です。

(1) 都市公園の整備

都市公園は、都市に緑を増やし、住民に憩いの場を提供するなど多目的に利用され、大気汚染や騒音等の緩衝地帯、あるいは災害時の避難地として都市の良好な生活環境づくりに大きな役割を果たしています。

本県の都市公園整備状況は、平成27(2015)年度末で、都市計画区域内人口1人あたりの都市公園面積は約10.1m²です。県営都市公園は、北勢中央公園、亀山サンシャインパーク、鈴鹿青少年の森、県庁前公園、大仏山公園、五十鈴公園、熊野灘臨海公園の7つの公園があります。

平成28(2016)年度には、北勢中央公園について整備を進め、市町都市公園は四日市市の垂坂公園・羽津山緑地、津市の中勢グリーンパーク等で整備が行われました(表2-2-3)。

表2-2-3 県営公園の整備状況(平成28年度)

県営公園名	計画面積(ha)	内容
北勢中央公園	98.1	用地買収、園路整備等

3-2 都市公園

平成27(2015)年度末における都市公園の整備状況は、2,691か所、約1,659haで(図2-2-1)、都市計画区域内人口1人あたりの都市公園面積は約10.1m²です。

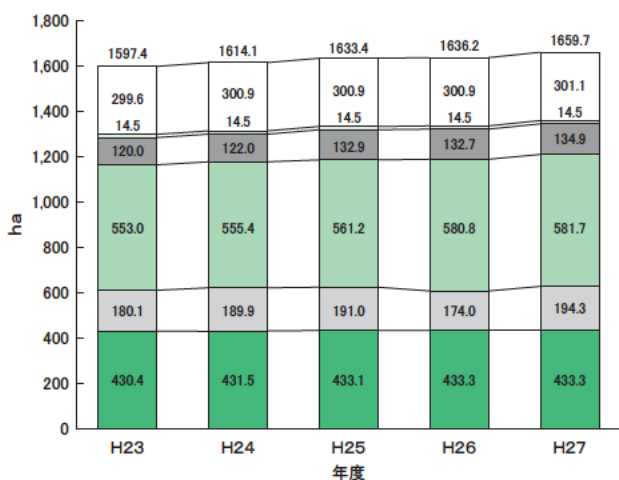


図2-2-1 都市公園面積推移

総合公園	運動公園
街区・近隣・地区公園	レク都市・広域・国営・歴史公園
風致公園	その他